

2023.2

あきた県民会議

Joho

No 237

発 行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議 (秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

018-824-8989 FAX 018-824-8990

昨年の12月から「暴力団対策法」で規制されている暴力的 requirement 行為について取り上げています。今回は14号から19号についての解説となります。以前にも取り上げていますが、再確認していただければと思います。

さて、令和5年に入り、2か月目となりました。新しい年をどの様にお過ごしでしょうか。

当県民会議は、この時期は令和4年度の総まとめと、令和5年度に向けた準備を行っています。来月中旬には、令和4年度最後の理事会を開催し、令和5年度の事業計画と予算案を議題として提示することになっています。これにより、令和5年度の事業方針が確定することとなります。そして令和5年度は、事務局の体制も一新される予定ですので、今後の活動にご期待いただければと思います。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

1 暴力的 requirement 行為の禁止(法9条～以下の3要件を満たす行行為が禁止される。(代表的27事例の紹介))

- (1) 行為の主体が指定暴力団であること。
- (2) 「その者の所属する指定暴力団等の威力を示す」という手段、方法を用いること。
- (3) その行行為が法9条各号に定める暴力的 requirement 行為であること。

⑭ 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行行為

土地・家屋を占拠等して、所有権者、担保権者等が拒絶しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの見返りとして明渡し料等を要求する行行為

⑮ 宅建業者に対する不当不動産取引要求行行為

宅地建物取引業者が拒絶しているにもかかわらず、不動産の売買や交換、貸借の代理や媒介を要求する行行為

⑯ 宅建業者以外の者に対する不当不動産取引要求行行為

宅地建物取引業者以外の者に対して、不動産の売買や交換、宅地等の貸借を要求する行行為

⑰ 建設業者に対する不当建設工事要求行行為

建設業者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を要求する行行為

⑲ 集会施設等不当要求行行為

暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい集会施設等の管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、施設を利用させることを要求する行行為

⑳ 不当示談介入行行為

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、交通事故等の事故の損害に関する示談交渉を行い、損害賠償として金品等の供与を要求する行行為